

令和7年11月19日

福津市議会

議長 高山 賢二 様

市民福祉委員会

委員長 秦 浩

市民福祉委員会報告書

令和7年第6回福津市議会定例会において、議決を受けておりました閉会中の所管事務調査について、その調査結果を会議規則第110条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

1. 調査事項

こども誰でも通園制度について

2. 期日

令和7年10月20日（月） 埼玉県志木市
10月21日（火） 埼玉県行田市

3. 調査にあたって

来年度から本市で実施予定の「こども誰でも通園制度」について、試行実施をしている自治体の状況を調査し、課題等の把握を行った。

4. 調査結果

（1）志木市のことども誰でも通園制度の先行実施について

埼玉県志木市は、令和7年4月1日時点で人口 76,231 人、未就学児童 3,127 人の自治体である。都心から約 25km 圏内というアクセスの良さからベッドタウンとして人口が増加していたが、令和2年から微減傾向である。未就学児童のうち、入園申込者数は 1,514 人で法定待機児童が 2 人、潜在的待機児童が 90 人である。市内には公立保育所 3 園、私立保育所 23 園、私立認定こども園 1 園、小規模保育施設 9 園がある。

ことども誰でも通園制度は令和6年6月から実施している。令和6年度は定期利用のみ、一般型（既存の保育定員とは別に専門の保育室や専任職員の配置をする方法）の公立保育所 2 園で受け入れを開始している。令和6年4月1日時点で、市内の3歳未満の保育施設等に通っていない乳幼児 776 人が対象となるが、中でも子育てに課題があり配慮が必要な家庭を対象とし、関係部署からの紹介で受け入れを行った。令和6年度の利用実績は、利用人

数 17 人、総利用時間は 2,821 時間となった。事業実施後に様々な市民の声があり柔軟利用の検討を行い、令和 7 年度から定期利用に加えて柔軟利用も開始した。令和 7 年度は一般型の公立保育所 3 園、私立保育所 1 園、私立幼稚園 1 園と余裕活用型（既存保育施設の定員の空き枠を活用して実施する方法）の私立保育所 5 園、私立幼稚園 1 園の合計 11 園で受け入れている。令和 7 年度の 9 月までの利用実績は、定期利用の利用人数 18 人、総利用時間 1,686 時間、柔軟利用の利用人数 62 人、総利用時間 237 時間であり、歩き始めた 1 歳児の利用が多い。

事業開始までの準備については、令和 5 年 8 月から実施内容の検討を開始した。令和 6 年 1 月から公立保育所向けの説明会を複数回実施、令和 6 年 4 月と 6 月に子どもに関わる部門へも説明を行い、令和 6 年 6 月に定期利用を開始した。令和 6 年 6 月からは民間事業者に対しても事業説明会を実施し、令和 7 年 6 月に柔軟利用を開始した。初年度は公立保育所の備品等の準備に約 26 万円の費用が発生した。

事業の効果として、保護者からは他児との関わりからの良い影響や、保育士への子育て相談が出来るなど、利用して良かったという声が多かった。保育士には、相談する相手が少ない事でネットや育児本を鵜呑みにして子どもに当てはめようとしている保護者が多いことや、子育てに悩みを持っている保護者の子どもは、発達面に課題がある場合が多い等の発見があった。

事業開始後に出た課題としては、キャンセル時の対応や一時預かり事業との差別化、定期利用については紹介制としたことで利用者が少なかったことがあった。

現在は 8 つの私立園がこども誰でも通園制度の対象施設となったが、余裕活用型の施設が多い。余裕活用型の施設は、保育定員に空きがあった場合に受け入れ可能となるが、待機児童優先になるため、人気の園は空きがなく受け入れができない。

公立保育所からは、月 10 時間の上限では十分な保育ができない事や、総合支援システムの使いづらさなどの課題が上がっている。私立園の状況はわからないため、情報収集して今後の改善に努めていく。

（2）行田市のことども誰でも通園制度の先行実施について

埼玉県行田市は、令和 7 年 4 月 1 日現在で人口 77,426 人の自治体だが、平成 12 年をピークに人口減少が続いている。年少人口（0～14 歳）の割合も令和 5 年時点では 9.96% と、平成 25 年の 12.00% から年々減少している。法定待機児童はゼロ（法定外待機は多少あり）という状況である。市の子育て施策は「ことどもまんなか」を掲げ、子ども未来基金やことどもまんなか駐車場制度（6 歳以下の子どもがいる世帯に利用証を交付）などさまざまな子育て施策を積極的に推進している。

ことども誰でも通園制度は、令和 6 年 7 月から試行的事業をまず 1 園から

実施した。その後追加拡大し、計5園（保育所、幼稚園、認定こども園）で実施している。実施にあたり、新たな費用発生がない範囲としており、施設に余裕のない公立保育所ではなく、いずれも私立園で実施している。

制度実施にあたっては、まず、園長会で説明を行い、利用受付は市公式LINEで登録、子ども未来課での面接、そして利用開始という流れである。予約登録時には、子どもの基本項目やアレルギーについて聴取し、その上で、面接時に詳細を把握するようにしている。対象乳幼児は466人で、現在の登録数は145人である。母子分離型と母子同伴型の2パターンで実施しており、本年9月の利用実績は、172件（実人数は63人）356時間であった。利用料は1時間300円（立上げ当初は無料）、月10時間を上限とし、チケットを発行して運用している。当日キャンセルの場合は、キャンセル料は発生しないが、チケットの枚数は利用したことみなしている。一時預かり保育の基準で運用しており、一般型のみの実施である。

導入前の懸念事項は、保育士の配置や一時預かり保育とのすみ分けなどで、導入後に発覚した課題は、園によって予約開始日の不揃いや当日キャンセル時の対応等であった。公式LINEを使っての登録方式だが、システムは今後検討が必要との認識であった。

5. 委員会からの提言

先行して試行的事業を実施している自治体では、事業者に対して複数回の説明会を行い、対象乳幼児の年齢や利用時間、給食の提供の可否などどのような制度にすれば受け入れられるかを試行錯誤している。本市の待機児童の状況から私立園がすぐに受け入れられるようになるのは難しい。当面公立大和保育所での導入をめざしているが、募集定員などを慎重に見極めながら無理のない範囲で進める事が重要である。今後の待機児童が少なくなった際にすぐ対応できるように、現在受け入れが出来なくても余裕活用型として対象施設に手を挙げていただくよう促すことも必要と考える。

来年度からの事業開始まで期限が迫っているため、公立保育所での事業開始に向けて準備を急ぐとともに、私立園への説明会や実施意向調査も行う必要がある。また他の先行実施している自治体の利用人数や利用時間の調査と本市で実施した場合の受け入れ可能人数の想定を行い、想定されるニーズと現実的な受け入れ可能人数とのギャップを確認しておく事も重要なである。

この制度の目的は、在宅で子育てをしている世帯の子どもが、家庭で得られないさまざまな経験を通じて成長の機会を得ることができ、さらに保護者の不安感、孤立感の解消や育児負担の軽減を図ることにある。これらを踏まえ、今後、保育士不足や待機児童の解消など本市の条件が整ってきたら、私立園も含めて速やかに制度を拡充できるように準備をしておく必要があると考える。